

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成27年3月27日京都市条例第85号)
(都市計画局住宅室住宅管理課)

次に掲げる者が、その者を対象とした市営住宅の入居者の募集に申込みをした場合における入居者資格の特例及び市営住宅の明渡しを請求することができる事由の例外を定めることとしました。

- 1 平成23年3月11日において支援対象地域（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第8条第1項に規定する支援対象地域をいう。）に居住していた者
- 2 平成23年3月11日以後に出産、養子縁組その他の事由により1に掲げる者の子となった者で、主として1に掲げる者その他の親族の収入により生計を維持しているもの（4において「居住者の子」という。）のうち、成年者であるもの
- 3 1に掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のうち妊娠中であるもの
- 4 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が1若しくは3に掲げる者又は居住者の子である者

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第85号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「この項」の右に「及び次条第3項第4号」を加える。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次に掲げる者がこれらの者を対象とした市営住宅の入居者の募集に申込みをしたときは、その者は、前条第1号から第3号までに掲げる要件を具備する者とみなす。

(1) 平成23年3月11日において支援対象地域（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第8条第1項に規定する支援対象地域をいう。第26条第1項第4号において同じ。）に居住していた者

(2) 平成23年3月11日以後に出産、養子縁組その他の事由により前号に掲げる者の子となった者で、主として同号に掲げる者その他の親族の収入により生計を維持しているもの（第4号において「居住者の子」という。）のうち、成年者であるもの

(3) 第1号に掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のうち妊娠中であるもの

(4) 現に同居し、又は同居しようとする親族が第1号若しくは前号に掲げる者又は居住者の子である者

第26条第1項第4号中「部分」の右に「（第7条第3項の規定の適用を受けて入居した者が支援対象地域内に所有する建物又は建物の部分を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)